

2020年4月1日

社会福祉法人 東益津福祉会 一般事業主行動計画  
(次世代育成支援対策推進法)

社員全員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整備するため次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 2020年4月1日～2025年3月31日（5年間）

2. 当社の課題

20代～30代の子育て中、あるいは、これから結婚・出産を控えた従業員も多く、今後、意欲を保ちつつ継続して勤務してもらうための制度や風土を、より改善していく必要性を感じている。

3. 目標と取組内容

目標：所定外労働時間削減に取り組み、所定外労働月平均40時間以上、年間300時間以上の職員を0人とする。

小学校入学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度と、産休・育休から復職後の職員が、仕事と育児を両立できる働き方を実現する制度を検討・導入する。

取組1. 所定外労働時間の削減

- ・2020年4月～ 安全衛生委員会に「残業削減プロジェクト」を設置し、所定外労働の原因分析を行う
- ・2021年4月～ 管理職を対象に、分析結果の共有と意識改革のための研修を行い改善策を検討する
- ・2021年10月～ 従業員に周知するとともに、各部署で改善策の実施・検証を行う
- ・2022年4月～ 目標達成に向けて必要に応じた改善策の実施・検証を重ねていく

取組2. 新たな両立支援制度の導入

- ・2021年4月～ 社員のニーズの把握（従業員へのアンケート調査）、検討開始
- ・2022年4月～ 就学前の子を持つ正社員向けの制度の策定・運用開始
- ・2022年10月～ 産休（育休）前や、復職した社員へのヒヤリング、制度策定に向けた検討開始
- ・2023年4月～ 復職者向けの制度の策定・運用開始
- ・2024年4月～ 制度利用者に対するヒヤリング調査、改善点の検討と修正